令和７年度旭川市農業委員会第８回総会議事録

１　開催日　　令和７年１１月２５日（火曜日）

２　開催時間　　午後１時３０分開会　　午後１時５６分閉会

３　開催場所　　旭川市総合庁舎７階 大会議室Ｂ

４　出席委員　　２６名

１番 橋本　幸博	２番 北原　浩美	３番 松原　朗	４番 吉田　豪人
５番 市田　敏行	６番 佐藤　絢也	７番 佐藤　慎二	８番 川上　和幸
９番 小出　範之	１０番 中島　張	１１番 湯浅　光二	１２番 楠　栄
１３番 請川　幹恭	１４番 石尾　卓也	１５番 只石　博幸	１６番 柿木　和惠
１７番 廣田　健太郎	１８番 廣瀬　康行	１９番 小竹　一茂	２０番 山中　泰典
２１番 千代　圭	２２番 佐藤　博則	２３番 鈴木　剛	２４番 髙橋　一政
	２６番 山田　孝	２７番 滝川　岳雪	

５　欠席委員　　２５番 前田　靖雄

６　事務局職員

佐藤事務局長	有馬事務局次長	栗山副主幹
稲場副主幹	渡辺主査	斉藤主任
川原主任	御前	

８　傍聴人　　なし

９　議事録署名委員　　１４番 石尾　卓也　　１５番 只石　博幸

１０　議事内容

(1)　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
(2)　議案第２号　農地・非農地の判断について
(3)　議案第３号　農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
(4)　議案第４号　現地目証明願について（審議）
(5)　議案第５号　旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領第８条第２項の規定に基づく参考賃借料について
(6)　報告第１号　農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について
(7)　報告第２号　農地法第３条の３の規定による届出について
(8)　報告第３号　農地所有適格法人の報告について
(9)　報告第４号　農地法第１８条の規定による通知について
(10)　報告第５号　現地目証明願について（専決）
(11)　報告第６号　農業者老齢年金裁定請求について

１０　議事

○議　長（山田　　孝）　ただいまから、令和７年度旭川市農業委員会第８回総会を開会いたします。

本日の出席委員は２６名でございます。

農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長）　御報告申し上げます。本日の総会に、２５番前田委員から、欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号１４番石尾委員、１５番只石委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議事に入ります。

日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹）　日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは１ページないし７ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転が１５件で、地区の内訳は、永山地区１件、江神地区８件、西神楽地区１件、東旭川地区５件となっております。以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第１２条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、先に審議いたします。

番号４番につきましては、佐藤慎二委員に関係がありますので、佐藤慎二委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹）　議案書の２ページ、番号４番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

本件につきましては、議案補足資料４ページの農地法第３条調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、番号４番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、番号４番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
続きまして、番号１０番につきましては、佐藤博則委員に関係がありますので、佐藤博則委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹）　議案書の６ページ、番号１０番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に無償で譲渡し、譲受人が効率的に耕作しようとする案件でございます。
本件につきましては、議案補足資料１０ページの農地法第３条調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、番号１０番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、番号１０番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹）　番号１番、１１番ないし１５番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号２番及び３番、５番ないし９番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料１ページないし３ページ、５ページないし９ページ、１１ページないし１５ページの農地法第３条調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、番号１番ないし３番、５番ないし９番、１１番ないし１５番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、番号１番ないし３番、５番ないし９番、１１番ないし１５番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第２議案第２号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）　日程第２議案第２号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは９ページないし１１ページでございます。
本件は今年度の利用状況調査における農地の現況確認により、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」に基づき、「農地」に該当しないことの判断を行うものです。
御審議いただく土地は東鷹栖地区５件、西神楽地区１件、東旭川地区１件の合計７件で、面積は16.9haです。
なお、農地に該当しない旨の判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、法務局等の関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第２号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第２号について「異議なし」と認め、非農地とすることに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第３議案第３号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査）　日程第３議案第３号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請

について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは１３ページないし３３ページ、議案補足資料は１６ページでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づき促進計画案を添付して、同法第１８条第１１項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が８件、利用権設定が２７件の合計３５件でございます。

地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区が２件、永山地区が２件、江神地区が２件、西神楽地区が１件、東旭川地区が１件、利用権設定は東鷹栖地区が１８件、西神楽地区が６件、東旭川地区が３件となっております。

面積は所有権移転が１１．８３ha、利用権設定が７５．９８haでございます。

なお、所有権移転につきましては、売り手及び買い手から希望があった場合、農業委員の皆さまによる価格協議により参考価格を提示しておりますが、議案補足資料１６ページに、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しております。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第１２条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

利用権設定の番号２２番につきましては、小出委員に関係がありますので、小出委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査）　議案書の３０ページ、利用権設定の番号２２番は、期間満了による再設定でございます。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、番号２２番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、利用権設定の番号２２番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

引き続き、他の案件について審議を求めます。

事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査）　所有権移転は、即売りタイプが６件、貸付タイプは買入が１件、売渡が１件でございます。

利用権設定は、期間満了再設定が２０件、所有者不明農地が４件、稼働力不足による全地貸付が１件、稼働力不足による一部貸付が１件でございます。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の１件を除いた３４件について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第３号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第４議案第４号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹）　日程第４議案第４号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。

議案書の該当ページは３５ページないし３８ページでございます。

東鷹栖地区で２件、江神地区で３件、西神楽地区で１件、東旭川地区で６件、合計で１２件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第4号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第４号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして、日程第５議案第５号「旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領第８条第２項の規定に基づく参考賃借料について」を上程いたします。

はじめに、川上参考賃借料算定委員会委員長から報告があります

○委　員（川上参考賃借料算定委員会委員長）　「旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領」に基づき、前回の改定から３年が経過する来年１月からの参考賃借料について協議するため、算定委員会を設置し、各地区協議会から選出された６名に、相談委員として農業委員会会長と会長職務代理者の２名を加えた計８名を委員とし、１０月２４日に協議を行いました。

要領において、委員会は協議結果を総会に報告し、総会は参考賃借料について審議し、決定することとなっているため、協議結果を御報告いたします。

詳細は事務局から説明いたしますが、審議・決定をよろしくお願いします。

○事務局（渡辺主査）　それではご説明します。

議案書の該当ページは３９ページ、議案補足資料は１７ページでございます。

協議結果につきましては、議案のとおりの参考賃借料の額となりました。

今回の協議により、従来の区域、地域及び収量による農地区分を廃止し、あくまでその農地の条件によって賃借料をＡ・Ｂ・Ｃの３段階で分けることにしました。

参考賃借料の額については、今後の農業政策が不透明であることに加え、現行の金額が底値であり、これ以上下げるべきではないと判断し、現行の田の部の農地区分のＡ・Ｂ・Ｃの額及び畑の部の農地区分の上・中・下の額を変更せず、そのまま農地条件としました。

議案補足資料１７ページの左側が現在の参考賃借料表、右側が今回の議案を反映した改定案でございますので御確認ください。

参考賃借料は、農地条件ごとに参考となる賃借料を算定し公表しているものですが、実際の賃貸借契約の場ではこれに縛られるものではなく、あくまでも目安であり、貸主と借主で協議の上、契約締結されるということを留意するよう、あらためて周知してまいります。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第５号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委　員　　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、議案第５号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第６報告第１号「農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹）　日程第６報告第１号「農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは４１ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求が１件ありました。

いずれも内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会会長専決規程第２条に基づき、会長専決処理にて届出等を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第１号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第７報告第２号「農地法第３条の３の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（御前）　日程第７報告第２号「農地法第３条の３の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは４３ページないし４７ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に１０件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区２件、永山地区３件、江神地区１件、西神楽地区１件、東旭川地区３件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第２号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第２号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第８報告第３号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします

事務局から説明いたします。

○事務局（御前）　日程第８報告第３号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは４９ページ、議案補足資料は１８ページ及び１９ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に２の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第３号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第９報告第４号「農地法第１８条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任）　日程第９報告第４号「農地法第１８条の規定による通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは５１ページないし５４ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で１件、江神地区で２件、西神楽地区で２件、東旭川地区で１件、合計で６件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第２号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第４号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第１０報告第５号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任）　日程第１０報告第５号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは５５ページ及び５６ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に市街化区域内の土地における現地目証明の願出が７件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。
これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第１２条及び旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第５号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第５号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に、日程第１１報告第６号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹）　日程第１１報告第６号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは５７ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金請求が１件、新制度の老齢年金請求が２件、合わせて３件の裁定請求がありました。
これらにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第７条第１項第６号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは、報告第６号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和７年度旭川市農業委員会第８回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 石尾卓也

署名委員 只石博幸